

整理番号

経-条不-6, 7, 8

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9834)
処分課（担当）名	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
処分の名称	使用許可の制限、使用許可の取消し等、入館の制限
概要	大阪産業創造館条例では、指定管理者が、施設の使用を許可しない場合を定めています。また、使用許可の制限や取り消し、停止、退館を命ずることができる場合、入館を断り又は退館させることができる場合についても、定めています。
根拠法令等 及び条項	大阪産業創造館条例第 7 条 大阪産業創造館条例第 8 条 大阪産業創造館条例第 9 条
処分基準	1. 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるとき (5) その他不相当と認めるとき 2. 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることがある。 (1) 偽りその他不正の手段により、使用許可を受けたとき (2) 上記 1（1）～（5）の事由が発生したとき (3) 大阪産業創造館条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき 3. 次に掲げる事項のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることがある。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.sansokan.jp/
備考	